

福祉施設職員向け 手話講座のご案内 (5回程度・無料)



平成29年に手話言語条例を制定している金沢市は、手話を母語とするろう者の生活をより良いものにするために手話の普及に取り組んでいます。

福祉施設・サービスを利用しているろう者が自身のことばである手話が通じないことで孤立しがちです。職員の皆さんが手話を身に付けることにより、手話で思いが伝わる環境になり、孤立を防ぐことが見込まれます。

<対象施設・対象者>

- ろう者（手話を第一言語とする聴覚に障害がある人）が入居、もしくは通所などサービスを利用している事業所全般
- 日頃からろう利用者と接する職員であればどなたでも
- できる限り、関わりのある職員全員が学べると幸いです

<講座の進行>

- ろう講師と補助員（通訳者）が事業所に訪問して、職員の皆さんを対象に手話指導を行います
- サービスを利用しているろう者が同席出来れば、コミュニケーション力を引き出し、職員の皆さんと交流しながら手話を学べます
- 基本的な手話単語から、施設や利用者の特化した表現まで指導します
- 講座の後は学んだ表現を生かしてコミュニケーションの幅を徐々に広げていただきます。

<料金>

施設の負担はありません（無料）

<用意するもの>

プロジェクターやホワイトボードなどの用意をお願いする場合があります

<回数>

2時間×5回程度（相談の上、調整します）

<お申込みから開催までの流れ>

別紙の申込書、または裏面にあるQRコードやホームページから申し込みフォームに必要事項を入力します。必要事項の中に開催を希望する曜日や時間帯、開催頻度を入力します。ご希望いただいた情報を元に開催日を設定し、学びたい内容や進め方の相談をします。当日はろう講師1人と補助員1～2人が伺います。

福祉施設職員向け手話講座

<講座の開催についてお願い>

なるべく多くのスタッフが手話を習得することを願っています。

手話は1回学んだだけで習得できるものではありません。講座後は対象の方と積極的にコミュニケーションを取るなかで手話を習得していくつもりで受講していただきますようお願いいたします。

日程の調整を進める上で、事業所の希望に添えない場合があります。

可能であれば、対象のろう者が同席していただきますようお願いいたします。対象の方が使い慣れた手話表現をお伝えすることで、日頃の会話がよりスムーズなものとなります。



<手話習得までの流れ>

①お申し込み

フォーム入力・電話・FAX など

②担当者との調整

日程・回数・会場・受講人数・内容の決定

③施設内スタッフへの呼びかけ

④ろう講師と手話通訳が施設へ伺い、講座の実施（5回程度）

- ・講義「聴覚障害について」
- ・挨拶の手話
- ・生活場面の手話
- ・体調の手話
- ・診療・訓練の手話
- ・社交・交友の手話
- ・趣味・娯楽の手話
- ・その他

⑤日頃の関わりの中で手話を習得



～「ろう者」と「手話」～

ろう者とは聴覚に障害のある人の中で、主に手話をコミュニケーション手段をする人たちの事を言います。第一言語が手話で、思考する際は頭の中で手話が巡っています。ろう者の多くが日本語の読解が苦手であるため、筆談でのやり取りがうまくいかない場合があります。そのため、手話での情報の取得、手話での会話ができる環境が求められます。

手話は日本語とは違う独自の文法をもった言語です。また、手話は対象の方が生活してきた地域や、コミュニティによって表現が違ってきます。手話書籍などで紹介されている一般的な手話表現が通じない場合があります。対象の方が接してきたコミュニティで使われていない手話単語だと考えられます。

<お問い合わせ先>

金沢市聴力障害者福祉協会 担当：酒井

TEL 076-233-7729

FAX 076-233-9011

sakai@k-deaf.sakura.ne.jp

<https://www.normanet.ne.jp/~kmimi/index.html>

<お申込み>

スマートフォンなどはこちらから

パソコンなどからは

「金沢市聴力障害者福祉協会」内の

「手話理解促進事業」ページ

フォーム入力・FAX・電話にて受付

